

第2 適用除外業務等

1 適用除外業務に係る制限

何人も、次のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない（法第4条第1項）。

- ① 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- ② 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務をいう。）
- ③ 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項各号に掲げる業務
- ④ その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（第2から第4までにおいて単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として2の(5)に掲げる業務

以上の業務（以下「適用除外業務」という。）については、労働者派遣事業を行ってはならない。

また、労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該適用除外業務のいずれかに該当する業務に従事させてはならない（法第4条第3項）。

（参考）港湾運送事業を営んでいる事業主は、港湾労働法第12条により、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、港湾運送業務に労働者派遣を行うことができる。

2 適用除外業務の範囲

(1) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門）における同条第2号に規定する港湾運送業務

イ 港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送業務の範囲

1の①に掲げる港湾運送業務のうち港湾労働法第2条第2号に規定する港湾運送の業務とは、次に掲げる行為であること。

- (イ) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第1項第2号から第5号までに規定する、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の各行為（港湾労働法第2条第2号イ）
- (ロ) (イ)の行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動が見られる行為である次に掲げる行為であって、他人の需要に応じて行うもの（港湾労働法第2条第2号ロ）
 - a 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し
 - b (イ)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃

- c 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の港湾の水域の沿岸からおおむね500メートル（東京及び大阪の港湾にあっては 200メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であって、港湾運送事業法第2条第3項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第1号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第3条第1号から第4号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者（以下「港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であって、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。
- d 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。
- ロ イの(ロ)のaの「船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画」とは、船舶に積み込まれた貨物の移動又は荷くずれ等を防止するために行う支持または固縛の行為であって、通常ラッシング又はショアリングと呼ばれているものをいい、「船積貨物の荷造り若しくは荷直し」とは、船内、岸壁又は上屋等の荷さばき場において行われる船積貨物の梱包、袋詰め等の荷造り若しくは荷の詰めかえ又は包装の修理等の荷直しの行為をいうものである。
- ハ イの(ロ)のbの「(イ)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃」とは、船倉（タンクを含む。）の清掃をいい、船員の居住区域、機関区域、燃料タンク、飲料水タンク等直接港湾運送事業の業務と関連のない区域の清掃の行為は含まないものであること。
- ニ イの(ロ)のc及びdにおける「港湾倉庫」については、昭和63年労働省告示第101号（港湾労働法施行令第2条第3号の規定に基づいて厚生労働大臣が指定する区域）により厚生労働大臣が指定する区域（具体的には別表1のとおり。）にある倉庫のうち、船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送になる貨物以外の貨物のみを通常取り扱うもの以外のものであること。
- ホ イの(ロ)のcのいわゆる海側倉庫荷役については、次のとおりとする。
- (イ) 「船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬入」

には、単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫にはいつける作業まで含まれるものであること。

(ロ) 「船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬出」には、単に港湾倉庫から運び出す作業だけでなく、港湾倉庫にはいくずす作業まで含まれるものであること。

(ハ) 「上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入」及び「上屋その他の荷さばき場へ搬入すべき貨物の搬出」については、港湾運送関係事業者が行う場合に限り対象となるが、港湾運送関係事業者であることの判断は、港湾労働法施行通達により判断された事業者をもって港湾運送関係事業者とすること。

(ニ) 「貨物の港湾倉庫における荷さばき」とは、はい替え、仕訳け、看貫及び庫移しの作業を指すこと。

この場合において「貨物」とは、船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物だけではなく、当該倉庫にあるすべての貨物をいうものであること。

(ホ) 冷蔵倉庫に係る海側倉庫荷役については、冷蔵倉庫に附属する荷さばき場（冷蔵倉庫にプラットフォーム等冷蔵室における作業に従事する労働者がその作業の一環として従事する場所をいう。以下同じ。）と冷蔵室との間における荷役作業及び冷蔵室における荷さばきの作業に限り、港湾運送の業務に入らないのであって、いわゆる水切りをした貨物をプラットフォームに搬入する作業、冷蔵室外における荷さばき等それ以外の作業については、港湾運送の業務となること。

(ヘ) 港湾倉庫以外の倉庫に係る寄託契約による貨物についてはのはしけへの積み込み又ははしけからの取卸し（いわゆる水切り作業）については、当該倉庫に係る倉庫荷役として取り扱うものであること。

ヘ イの(ロ)のdのいわゆる山側倉庫荷役については、次のとおりとすること。

(イ) 「貨物の港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場への搬入」には、単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場に運び入れる作業だけでなく、はいつける作業まで含まれるものであること。

(ロ) 「貨物の港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場からの搬出」には、単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場から運び出す作業だけでなく、はいくずす作業まで含まれるものであること。

(ハ) 冷蔵倉庫に係る山側倉庫荷役については、ホの(ホ)と同様であること。

ト 港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送の中には、検数（第6号）、鑑定（第7号）及び検量（第8号）の各行為が含まれているが、これらについては法第4条第1項に規定する港湾運送の業務には含まれないので留意すること。また、元請（第1号）の行為のうち、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為については、法第4条第1項に規定する港湾運送業務に含まれるものであること。

(2) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送業務

(1) 以外の業務であって、港湾運送事業法施行令（昭和26年政令第215号）別表第1で指定する港湾（京浜港（東京港及び横浜港）、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港を除く。）において行われる同様の業務を定めるものである。

イ 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送の業務に相当する業務の範囲

1の①掲げる港湾運送業務のうち、港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送の業務とは、次に掲げる行為に係る業務とする。

(イ) 港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに規定する、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の各行為

(ロ) (イ)の行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動が見られる行為である次に掲げる行為であって、他人の需要に応じて行うもの

a 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し

b (イ)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃

c 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね500メートル（水島港にあっては1,000メートル、鹿児島港にあっては1,500メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域（別表2参照）内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「特定港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であって、港湾運送事業法第2条第3項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第1号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第3条第1号から第4号までに掲げる事業又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者（以下「特定港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であって、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

d 道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から

当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

ロ 各語の定義は(1)のロ以下と同様とすることとする。

(3) 建設業務

イ 1の②の建設業務は、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務」をいうが、この業務は建設工事の現場において、直接にこれらの作業に従事するものに限られる。したがって、例えば、建設現場の事務職員が行う業務は、これによって法律上当然に適用除外業務に該当するということにはならないので留意すること。

ロ 土木建築等の工事についての施工計画を作成し、それに基づいて、工事の工程管理（スケジュール、施工順序、施工手段等の管理）、品質管理（強度、材料、構造等が設計図書どおりとなっているかの管理）、安全管理（従業員の災害防止、公害防止等）等工事の施工の管理を行ういわゆる施工管理業務は、建設業務に該当せず労働者派遣の対象となるものであるので留意すること。

なお、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、建設業法（昭和24年法律第100号）の趣旨に鑑み、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置することとされていることから、労働者派遣の対象とはならないものとされていることに留意すること。

ハ 林業の業務は、造林作業（①地ごしらえ、②植栽、③下刈り、④つる切り、⑤除伐、⑥枝打、⑦間伐）及び素材（丸太）生産作業（①伐採（伐倒）、②枝払い、③集材、④玉切り（造材））に分けることができるが、このうち造林作業の①地ごしらえの業務については建設現場における整地業務と作業内容が類似していること、②植栽の業務については土地の改変が行われることから、いずれも労働者派遣法の解釈としては建設業務に該当するものである。一方、造林作業の③下刈り、④つる切り、⑤除伐、⑥枝打及び⑦間伐の各業務及び素材（丸太）生産作業の各業務については、いずれも建設業務と類似する点は認められないため、建設業務に該当せず、労働者派遣事業の対象となるものである。ただし、同一の派遣労働者が同時に、造林作業のうちの①又は②の業務と、造林作業のうちの③から⑦までの業務又は素材（丸太）生産作業の各業務のうちのいずれかの業務を併せて行う場合のように、当該労働者派遣に適用除外業務が一部含まれているときは、全体として違法な労働者派遣となるものである。

また、造林作業のうちの③から⑦までの業務又は素材（丸太）生産作業の各業務を実施するに当たっては、作業場・土場の整備、集材機の架設等建設業務に該当する業務を併せて行う場合があるが、同一の派遣労働者が同時に素材（丸太）生産作業の各業務のうちのいずれかの業務と作業場・土場の整備、集材機の架設等建設業務に該当する業務を併せて行う場合のように、当該労働者派遣に適用除外業務が一部含まれているときは、全体として違法な労働者派遣となるもので

ある。

- ニ また、派遣労働者が従事する業務の一部に「建設業務」に該当する業務が含まれている場合も違法な労働者派遣となるものである。

(4) 警備業務

イ 1の③の警備業務に相当する業務は、次に掲げる業務をいう。

- (イ) 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

- ・ 「事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等」とは、警備業務を行う対象となる施設を例示的に列記しているものである。施設とは、建物その他の工作物等の物的設備のほか、事業活動の全体を指す総合的な概念であるが、ある施設が警備業務対象施設に該当するかどうかの判断は、その施設における事故の発生の警戒、防止の業務について、警備業法による規制を行う社会的必要性が一般的に認められるかどうかという観点に基づいて行われるものである。

「事故の発生を警戒し、防止する業務」とは、施設における異常の有無を確認し、不審者を発見したときに警察へ通報したり、倒れている負傷者を救出するなどの活動を行う業務をいう。「事故」とは、施設における事業活動の正常な運行を妨げ、又は施設の正常な状態を損なうような出来事をいう。「警戒し、防止する」とは、事故の発生につながるあらゆる情報を把握する目的を持って巡回、監視等の活動を行い、事故の発生につながる情報を把握した場合には、事故の発生を防止するために必要な措置を行い、又は事故が発生した場合には被害の拡大を防止するために必要な措置を行う一連の活動を意味するが、この一部分を行う業務であっても、「警戒し、防止する業務」に該当する。

- (ロ) 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

- ・ 祭礼、催し物等によって混雑する場所での雑踏整理、道路工事等現場周辺での人や車両の誘導等を行う業務をいう。

- (ハ) 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務

- ・ 現金、貴金属、美術品等の運搬に際し、その正常な運行を妨げるような事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。「現金、貴金属、美術品等」とは、運搬中の事故が及ぼす社会的、経済的影響の大きい物品を例示的に列記しているものである。この業務としては、現金等の運搬に際し警備員を運搬車両に添乗させる等して事故の発生を警戒し、防止する業務のほか、現金等を運搬すると同時に事故の発生を警戒、防止するという形態の業務が含まれる。

- (ニ) 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

- ・ 人の身体に対する危害の発生をその身辺において警戒、防止するいわゆるボディーガード等の業務をいう。

ロ また、派遣労働者が従事する業務の一部にイの(イ)から(ニ)までの業務のうちいずれかの業務が含まれているときは、全体として違法な労働者派遣となるものである。

ハ なお、警備業務に係る労働者派遣事業が行われることのないよう労働者派遣事業を行う事業主に対する指導監督の強化を図るとともに、警備業務について労働者派遣事業を行っているおそれがあることを認知した場合には、都道府県公安委員会に対し速やかに通報するなどの必要な措置を講ずること。

(5) その他の業務

イ 1の④に該当する業務は、次に掲げる医療関連業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第40条の2第1項第4号又は第5号に該当する場合（第7の5の(3)の⑤又は⑥参照。以下同じ。）、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に規定する医業（以下単に「医業」という。）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条に規定する調剤の業務、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条及び第6条に規定する業務（診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第24条の2及び臨床検査医技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の2第1項の規定により診療の補助として行うことができることとされている業務を含む）並びに診療放射線技師法第2条第2項に規定する業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地（※1）にある場合並びに地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（※2）（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。以下同じ。）である（令第2条）。

(イ) 医業（病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。）

(ロ) 歯科医師法（昭和23年法律202号）第17条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。）

(ハ) 薬剤師法第19条に規定する調剤の業務（病院等又は介護医療院において行われるものに限る。）

(ニ) 保健師助産師看護師法第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業務（※3）（他の法令の規定により、保健師助産師看護師法第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務（※4）を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるもの（訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）

(ホ) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第2項に規定する業務（傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導に係るものであって、病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。）

(ヘ) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第2条第1項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。）

(ト) 診療放射線技師法第2条第2項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設、介護医療院又は

医療を受ける者の居宅において行われるものに限る。)

(f) 歯科技工士法（昭和30年法律168号）第2条第1項に規定する業務（病院等又は介護医療院において行われるものに限る。）

※1）へき地とは、以下の①から⑦の法律に規定された地域をその区域に含む市町村として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令（平成18年厚生労働省令第70号）により指定された地域であること。

- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の区域
- ② 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域
- ③ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- ④ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域
- ⑤ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島の地域
- ⑥ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島の地域
- ⑦ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域

※2）厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- ① 都道府県が医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項として地域における医療の確保のためには医師法第17条に規定する医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院等であって厚生労働大臣が定めるもの
- ② ①の病院等に係る患者の居宅

※3）「保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条、第3条、第5条、第6条及び第31条第2項に規定する業務」とは、具体的には、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話及び診療の補助をいう。

※4）「他の法令の規定により診療の補助として行うことができることとされている業務とは、歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士及び認定特定行為業務従事者の行う業務が含まれる。

ロ 労働者派遣事業を行うことができない医療関連業務は、イに掲げるとおり、①病院、診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。※5）、助産所、②介護老人保健施設、③介護医療院又は④医療を受ける者の居宅において行われるものに限られる。

このため、①から④以外の施設等（社会福祉施設等）において行われる医療関連業務は労働者派遣事業の対象となる。

【 労働者派遣事業の対象となる施設の例 】

- ・ 養護老人ホーム
 - ・ 特別養護老人ホーム
 - ・ 軽費老人ホーム
 - ・ 老人デイサービスセンター
 - ・ 老人短期入所施設
 - ・ 老人介護支援センター
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 乳児院
 - ・ 保育所
 - ・ 福祉型障害児入所施設
 - ・ 福祉型児童発達支援センター
- 等

注) これらの施設は例示であって、これらの施設以外の施設であっても、上記の①～④以外の施設等において行われる医業等の医療関連業務は、労働者派遣事業の対象となる。

※5) 診療所において行われる医療関連業務については、原則として労働者派遣事業の対象とならないが、以下の診療所において行われる医療関連業務については、労働者派遣事業の対象となる。

- ① 障害者支援施設の中に設けられた診療所
- ② 救護施設の中に設けられた診療所
- ③ 更生施設の中に設けられた診療所
- ④ 養護老人ホームの中に設けられた診療所
- ⑤ 特別養護老人ホームの中に設けられた診療所
- ⑥ 原子爆弾被爆者養護ホームの中に設けられた診療所

ハ なお、社会福祉施設であっても、以下の施設は医療法上の病院、診療所又は助産所である場合がほとんどであり、その場合は労働者派遣事業の対象とならないので留意すること。

- ① 医療型障害児入所施設
- ② 医療型児童発達支援センター
- ③ 助産施設
- ④ 医療保護施設

ニ 「医療を受ける者の居宅」において行われる医療関連業務については、一般の住居において行われるものに限らず、労働者派遣事業の対象となる社会福祉施設等において行われる往診・訪問看護についても該当するので留意すること。

ホ 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護において看護師又は准看護師が行うサービス利用者の

身体状況の把握等の業務は、居宅において行われる療養上の世話及び診療の補助の業務に該当するが、上記イのとおり労働者派遣事業の対象となる。

へ 病院等における看護補助の業務についてはイに掲げる業務には含まれず、労働者派遣を行うことができるので留意すること。

ト また、ホームヘルパー等介護の業務についてはイに掲げる業務には含まれず、労働者派遣を行うことができるので留意すること。

なお、介護業務の労働者派遣の形態としては個人家庭に対するもの、病院、福祉施設等に対するもの、介護業務の受託業者に対するものが想定される。

チ 医業、薬剤師法第19条に規定する調剤の業務、保健師助産師看護師法第5条及び第6条に規定する業務（診療放射線技師法第24条の2及び臨床検査医技師等に関する法律第20条の2第1項の規定により診療の補助として行うことができることとされている業務を含む）並びに診療放射線技師法第2条第2項に規定する業務に係る派遣労働者の就業場所がへき地にある場合（以下「へき地の場合」という。）又は医業に係る派遣労働者の就業の場所が地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（※2）の場合（以下「地域医療の場合」という。）に労働者派遣を行うにあたっては、派遣労働者である医師、看護師等による適正な医療を確保するため、派遣後に医療関連業務を円滑に行うために必要な研修（以下「事前研修」という。）をあらかじめ受けた医師、看護師等を派遣すべきであり、派遣先となる病院等が派遣労働者として医師、看護師等を受け入れるにあたっては、事前研修を受けた医師、看護師等を受け入れるべきであること。（※6）

この点については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成18年3月31日医政発第0331022号・職発第0331028号・老発第0331011号）及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日医政発0302第14号・職発0302第5号・子発0302第1号・老発0302第6号・障発0302第1号）並びに「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成19年12月14日医政発第1214004号・職発第1214001号）において、派遣先である病院等に対しても、派遣労働者として医師、看護師等を受け入れる場合には、事前研修を受けた医師、看護師等であるか確認した上で受け入れるよう求めていること。

なお、医師、看護師等を派遣する派遣元事業主が、派遣労働者に事前研修を受けさせてから派遣しているか否かの確認は、事前研修を修了した旨の証明書又はこれに準ずるものを確認することにより行うこととし、事前研修を受けさせず医師、看護師等の派遣を行っていることが判明した場合には、派遣元事業主及び派遣先の双方に対し、事前研修を受けさせてから就業させるよう、指導及び助言を行うこと。

※6）事前研修

事前研修の実施主体、内容等については、一般的には、以下のようなものが望ましいと考えられ

る。ただし、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、派遣される医師、看護師等の個人的な属性（専門分野、派遣勤務経験等）や労働者派遣契約の内容（勤務場所、派遣期間、業務内容の特約等）等に応じた取扱いをしても差し支えないこと。

① 事前研修の実施主体

へき地の場合は各都道府県のへき地医療支援機構等が、地域医療の場合は各都道府県が設ける医療対策協議会の協力の下で派遣元事業主が中心となっていくものであること。

② 事前研修の内容

- ・ 派遣先である病院等と医療機能の連携体制を図っている医療機関や消防・警察等の関係機関との連携体制のあり方について
- ・ 派遣先である病院等に係る医療圏における医療提供体制や、救急医療・在宅医療等に関する知識及び手技等について
- ・ 派遣先である病院等の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について

③ 事前研修の期間について

最低6時間以上であることが望ましいこと。

④ 事前研修を修了した旨の証明について

当該医師、看護師等が事前研修を修了したと認められる場合には、へき地の場合はへき地医療支援機構等事前研修の実施主体において、地域医療の場合は派遣元事業主において、その旨の証明書を発行又はこれに準ずる取扱いをもって明らかにすること。

⑤ 事前研修を実施する必要のない者について

事前研修の実施については、上記のとおり、派遣先となる病院等の意向を十分に確認した上で、一定の柔軟な取扱いをすることも可能であるが、へき地の場合又は地域医療の場合にそれぞれ医師不足病院等へ派遣労働者として派遣され、1年以上勤務した経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有すると認められる者に対しては、事前研修を実施する必要はないものとして取り扱って差し支えないこと。

3 適用除外業務以外の業務に係る制限

以下の①から⑧の業務については、次のような観点から労働者派遣事業を行ってはならず、また、労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者をこれらの業務に従事させてはならないものであるので留意すること。

① 人事労務管理関係のうち、派遣先において団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務（許可基準により、当該業務への労働者派遣を行う場合は許可しないこととしており、また当該業務への労働者派遣を行わない旨を許可条件として付すこととしている）であること（第3の1の(12)参照）。

② 弁護士法(昭和24年法律第205号)、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61

年法律第66号)、司法書士法(昭和25年法律第197号)及び土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に基づく弁護士、外国法事務弁護士、司法書士及び土地家屋調査士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。

③ 公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づく公認会計士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。ただし、派遣元が監査法人(公認会計士を含む。)以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第2条第1項に規定する業務を行わない場合には、労働者派遣は可能であること。なお、公認会計士が、公認会計士法第2条第3項の規定により、監査証明に補助者として従事する業務は、同条第1項に規定する業務に該当するものであること。

④ 税理士法(昭和26年法律第237号)に基づく税理士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。ただし、派遣元が税理士及び税理士法人以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる税理士が派遣先の税理士又は税理士法人の補助者(同法第2条第3項に規定する補助者をいう。)として同条第1項又は第2項に規定する業務を行う場合には、税理士の労働者派遣は可能であること。なお、派遣される税理士は、派遣先の補助税理士として登録しなければならないとされていること。

⑤ 弁理士法(平成12年法律第49号)に基づく弁理士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。ただし、弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外の業務となる、相談に応ずること(いわゆるコンサルティング)に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣は可能であること。

※ なお、当該弁理士の労働者派遣については、その業務が適正に実施されるよう、特許庁長官より職業安定局長あてに参考のとおり留意事項が示されているので留意されたい。

⑥ 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)に基づく社会保険労務士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。ただし、社会保険労務士法第2条に規定する業務に関し、社会保険労務士法人が派遣元となり、社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人(社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号)第17条の3第2号イ～ニのいずれかに該当するものを除く。)を派遣先とする場合には、社会保険労務士の労働者派遣は可能であること。

⑦ 行政書士法(昭和26年法律第4号)に基づく行政書士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務

の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)こととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。ただし、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定する業務に関し、行政書士又は行政書士法人が派遣元となり、他の行政書士又は行政書士法人を派遣先とする場合には、行政書士の労働者派遣は可能であること。

- ⑧ 建築士法（昭和25年法律第202号）第24条第1項に規定する建築士事務所の管理建築士については、同法により「専任」でなければならないとされていることから、労働者派遣の対象とはならないものであること。

(参考)

20060209特許002

平成18年2月20日

厚生労働省職業安定局長 鈴木 直和 殿

特許庁長官 中嶋 誠

弁理士が派遣労働者として業務に従事する場合に
留意すべき事項について

弁理士の業務については、その業務の特性からこれまで労働者派遣の対象とはなりえないとしてきたところである。しかし、平成17年10月21日付けで構造改革特別区域推進本部決定において、弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること（いわゆるコンサルティング）に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣の対象としても差し支えないこととしたところである。

ついては、留意すべき事項を別添のとおり日本弁理士会会長に対し通知しましたので、貴局におかれましては、弁理士の労働者派遣が適正に実施されるようご協力方お願いします。

(別添)

20060209特許002

平成18年2月20日

日本弁理士会会長 佐藤 辰彦 殿

特許庁長官 中嶋 誠

弁理士が派遣労働者として業務に従事する場合に
留意すべき事項について

弁理士法（平成12年法律第49号）に基づく弁理士の業務については、その業務の特性からこれまで労働者派遣の対象とはなりえないとしてきたところである。しかし、平成17年10月21日付けで構造改革特別区域推進本部決定（以下「本部決定」という。）において、弁

理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること（いわゆるコンサルティング）に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣の対象としても差し支えないこととしたところである。

については、弁理士の労働者派遣が適正に実施されるよう留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、御了知の上、貴会の会員である弁理士に対して、周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

1. 業務範囲の明確化

弁理士が派遣労働者として行う業務は、コンサルティング業務の範囲内（個別事案に係るものを除く）とし、具体的かつ明確に業務内容を派遣契約（派遣元と派遣先の契約（以下同じ。））、雇用契約（派遣元と派遣弁理士の契約（以下同じ。））に明記すること。

（理由）

弁理士の業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う（当該業務については指揮命令を受けないことがない）ことから、労働者派遣事業の対象とはならないとしてきたところである。しかし、上記の本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に応ずること（いわゆるコンサルティング）に係るものに関し、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めること。」及び「当該弁理士の労働者派遣事業については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化（個別事案に係るものを除外）、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。」として決定されたところである。

コンサルティング業務のうち、個別事案に係るものを除外することとしたのは、弁理士法第75条に規定する業務（以下「独占業務」という。）と密接な連続性を有することから、これを派遣された弁理士が行えることとすると、実態上派遣先において独占業務が行われるおそれが高くなるためである。

なお、派遣された弁理士が派遣先において独占業務を行った場合には、雇用主である派遣元が実質的にその業務を行ったと判断されるおそれが高く、その場合には、派遣元に対して弁理士法第79条（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の適用がありうる。

2. 守秘及び利益相反行為防止

（1）雇用契約及び派遣契約に守秘義務規定を明記すること。

（2）雇用契約に、派遣労働者である弁理士が業務の委託を受けていた企業と競合関係にある

企業及び派遣先企業と競合関係にある企業（以下単に「競合企業」という。）への派遣を拒否できる規定を明記すること。

（理由）

派遣された弁理士は業務上派遣先の秘密を知得する機会があることから守秘を徹底するとともに、競合企業への派遣がありうることから利益相反行為を防止する必要がある。守秘及び利益相反行為防止については、上記の本部決定においても示されているところである。

なお、派遣された弁理士に対しては、守秘義務違反につき弁理士法第80条（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用がありうる。さらに、派遣元及び派遣先に対しては、秘密開示教唆につき刑法第61条（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用及び派遣された弁理士からの営業秘密取得につき不正競争防止法第21条（法人：1億5千万円以下の罰金）の適用がありうる。

また、弁理士に対しては、利益相反行為（弁理士法第31条）につき弁理士法第32条による懲戒処分（経済産業大臣による処分）がありうる。

別表 1

港湾労働法施行令第2条第3号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域

(昭和63年労働省告示第101号)

港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）第2条第3号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する区域を次のように定める。

港湾労働法施行令（以下「令」という。）第2条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる令別表の上欄に掲げる港湾ごとに、それぞれ次の表の下欄に掲げる区域とする。

令別表の上 欄に掲げる 港湾	区 域
東 京	一 荒川口左岸突端から東日本旅客鉄道株式会社（以下「東日本旅客会社」という。）総武本線荒川橋りょうに至る同川左岸の線、同橋りょうから東日本旅客会社総武本線に沿って同線都道上野月島線橋りょうに至る線、同橋りょうから都道上野月島線、都道本郷亀戸線、都道吾妻橋伊興町線、一般国道4号、都道言問橋南千住線、一般国道6号、特別区道中日第3号路線、特別区道中日第6号路線、都道日本橋芝浦大森線、一般国道15号、一般国道131号及び都道東京大師横浜線に沿って多摩川大師橋に至る線、同橋から多摩川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域 二 東京灯標（北緯35度33分58秒東経139度49分41秒）から25度30分9,280メートルの地点から199度5,370メートルの地点まで引いた線、同地点から190度10,610メートルの地点（以下「A地点」という。）まで引いた線、A地点から多摩川の河口における東京都と神奈川県との境界に当たる地点（以下「B地点」という。）まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地 三 令別表の上欄に掲げる東京の港湾の水域のうち陸岸から200メートルの範囲内の海面及び多摩川多摩川大橋下流の東京都の区域内の河川水面
横 浜	一 多摩川口右岸突端から同川多摩川大橋に至る同川右岸の線、同橋から市道幸多摩線及び県道川崎府中線に沿って東日本旅客会社東海道本線県道川崎府中線橋りょうに至る線、同橋りょうから東日本旅客会社東海道本線に沿って同線県道大師河原幸線橋りょうに至る線、同橋りょうから県道大師河原幸線、県道東京大師横浜線、一般国道15号及び一般国道1号に沿って派新田間川金港橋に至る線、同橋から新田間川新田間橋に至る派新田間川及び新田間川左岸の線、同橋から県道横浜生田線及び一般国道16号に沿って東日本旅客会社根岸線一般国道16号橋りょうに至る線、同橋りょうから東日本旅客会社根岸線に沿って同線中村川橋りょうに至る線、同橋りょう、同橋りょうか

	ら堀川山下橋に至る中村川及び堀川右岸の線、同橋から市道山下本牧磯子線、一般国道16号及び市道杉田方面389号線に沿って杉田川つくも橋に至る線、同橋、同橋から杉田川神戸橋に至る同川右岸の線、同橋から一般国道357号に沿って横浜市金沢区福浦三丁目の陸岸まで引いた線並びに陸岸により囲まれた区域 二 B地点からA地点まで引いた線、A地点から233度9,360メートルの地点まで引いた線、同地点から219度6,000メートルの地点まで引いた線、同地点から204度7,230メートルの地点まで引いた線、同地点から226度30分1,450メートルの地点まで引いた線、同地点から神奈川県横須賀市夏島町北端（北緯35度19分49秒東経139度38分27秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地 三 令別表の上欄に掲げる横浜の港湾の水域のうち陸岸から500メートルの範囲内の海面及び多摩川多摩川大橋下流の神奈川県の区域内の河川水面
名古屋	一 矢田川口右岸突端から名古屋鉄道株式会社常滑線矢田川橋りょうに至る同川右岸の線、同橋りょうから名古屋鉄道株式会社常滑線に沿って同線東海旅客鉄道株式会社（以下この号において「東海旅客会社」という。）東海道本線橋りょうに至る線、同橋りょうから東海旅客会社東海道本線に沿って同線一般国道19号橋りょうに至る線、同橋りょうから一般国道19号及び市道広小路線に沿って東海旅客会社関西本線市道広小路線橋りょうに至る線、同橋りょうから東海旅客会社関西本線に沿って市道名古屋環状線東海旅客会社関西本線橋りょうに至る線、同橋りょうから市道名古屋環状線及び一般国道23号（名四道路）に沿って同国道が海部郡飛島村大字飛鳥新田字竹之郷ヨタレ南の割の位置に達する地点に至る線、同地点から村道新政成三福線及び県道104号に沿って筏川樋門に至る線、同門、同門から名古屋港防潮堤及び名古屋港高潮防波堤に沿って同防波堤屈曲部南西角（北緯35度1分6秒東経136度46分53秒。次号において「C地点」という。）に至る線並びに陸岸により囲まれた区域（東海旅客会社東海道本線市道江川線橋りょうから東海旅客会社東海道本線及び日本貨物鉄道株式会社東臨港貨物線に沿って同線市道東海橋線橋りょうに至る線並びに同橋りょうから市道東海橋線、一般国道154号、市道西町線及び市道江川線に沿って東海旅客会社東海道本線市道江川線橋りょうに至る線により囲まれた区域を除く。） 二 大野港北防波堤灯台（北緯34度55分58秒東経136度49分19秒）から340度100メートルの地点から伊勢湾灯標（北緯34度56分16秒東経136度47分33秒）まで引いた線、同灯標から353度30分980メートルの地点まで引いた線、同地点から331度30分4,520メートルの地点まで引いた線、同地点から38度2,420メートルの地点まで引いた線、同地点からC地点まで引いた線、C地点から名古屋港高潮防波堤北西基点（北緯35度2分6秒東経136度45分58秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地 三 令別表の上欄に掲げる名古屋の港湾の水域のうち陸岸から500メートルの範囲内の海面

大 阪	一 神崎川口右岸突端から左門殿川辰巳橋に至る神崎川及び左門殿川右岸の線、同橋から一般国道43号、市道福町浜町線、一般国道2号、市道海老江九条線、市道安井町線、市道川口西九条線、市道西野田線、市道曾根崎川北岸線、府道大阪伊丹線、市道江戸堀線、府道大阪臨海線、市道玉造西九条線、市道南北線、市道難波境川線、府道大阪臨海線、一般国道26号、府道堺狭山線及び府道堺阪南線に沿って大津川大津川橋に至る線、同橋、同橋から大津川口左岸突端に至る同川左岸の線並びに陸岸により囲まれた区域 二 大阪南港南防波堤灯台（北緯34度37分42秒東経135度23分22秒）から12度7,920メートルの地点から214度18,000メートルの地点まで引いた線、同地点から130度に引いた線及び陸岸に囲まれた区域内の埋立地 三 令別表の上欄に掲げる大阪の港湾の水域のうち陸岸から200メートルの範囲内の海面
神 戸	一 芦屋川口左岸突端から同川芦屋川橋に至る同川左岸の線、同橋から一般国道43号、一般国道2号、市道中央幹線及び市道税関線に沿って西日本旅客鉄道株式会社（以下この号において「西日本旅客会社」という。）東海道本線市道税関線橋りように至る線、同橋りようから西日本旅客会社の東海道本線、山陽本線及び和田岬線に沿って一般国道2号西日本旅客会社和田岬線橋りように至る線、同橋りようから一般国道2号に沿って妙法寺川若宮橋に至る線、同橋、同橋から妙法寺川口右岸突端に至る同川右岸の線並びに陸岸により囲まれた区域 二 神戸第七防波堤東灯台（北緯34度40分34秒東経135度17分45秒）から10度4,800メートルの地点から175度9,870メートルの地点まで引いた線、同地点から259度11,940メートルの地点まで引いた線、同地点から301度5,430メートルの地点まで引いた線、同地点から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地 三 令別表上欄に掲げる神戸の港湾の水域のうち陸岸から500メートルの範囲内の海面
関 門	一 一般国道2号と市道長府才川19号線との交会点から同市道及び市道長府扇町1号線に沿って陸岸に至る線、同交会点から一般国道2号、一般国道9号及び一般国道191号に沿って同国道が下関市今浦町57番地の1の位置に達する地点に至る線、同地点から210度に引いた陸岸に至る線並びに陸岸により囲まれた区域 二 彦島関彦橋から県道南風泊港線、県道田の首下関線、県道福浦港金比羅線及び県道南風泊港線に沿って竹ノ子島昭和橋に至る線並びに陸岸により囲まれた区域 三 響灘大橋から0度に引いた線及び陸岸により囲まれた区域 四 令別表上欄に掲げる関門の港湾の、海上における南西側の境界線と交わる陸岸の地点（北緯33度56分43秒東経130度45分09秒）から180度1,587メートルの地点まで引いた線、同地点から202度38分に引いた響灘西1号道路に至る線、同道路、一般国道495号、市道浜町19号線、市道本町20号線、市道本町33号線、一般国道199号、 県道本城

	熊手線、一般国道3号、県道八幡戸畑線及び一般国道199号に沿って一般国道199号九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線橋りように至る線、同橋りようから九州旅客鉄道株式会社鹿児島本線に沿って同線県道小倉港線橋りように至る線、同橋りようから県道小倉港線、一般国道199号、一般国道3号、一般国道2号及び県道黒川白野江東本町線に沿って同県道が北九州市門司区大字田野浦1,206番の1の位置に達する地点に至る線、同地点から部埼灯台（北緯33度57分34秒東経131度1分23秒）まで引いた線、同灯台から10度30分に引いた陸岸に至る線並びに陸岸により囲まれた区域 五 吉志橋から142度に引いた陸岸に至る線、同橋から県道門司苅田線に沿って北九州市門司区大字畑847番の1の位置に達する地点に至る線、同地点から38度に引いた陸岸に至る線及び陸岸により囲まれた区域 六 令別表の上欄に掲げる関門の港湾の水域のうち陸岸から500メートルの範囲内の海面
--	---

別表 2

令第1条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域

平成11年11月17日
労働省告示第139号

令第1条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる港湾ごとに、それぞれ下欄に掲げる区域とする。

港 湾	区 域
稚内	稚内の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
留萌	留萌の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
小樽	小樽の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
函館	函館の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
室蘭	室蘭の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
苫小牧	苫小牧の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
釧路	釧路の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
青森	青森の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
八戸	八戸の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
宮古	宮古の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
釜石	釜石の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
石巻	石巻の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
塩釜	塩釜の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
小名浜	小名浜の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
秋田船川	秋田船川の港湾の水域の沿岸から400メートルの範囲内の区域
酒田	酒田の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
新潟	新潟の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
直江津	直江津の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
日立	日立の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
鹿島	鹿島の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
木更津	木更津の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
千葉	千葉の港湾の水域の沿岸から400メートルの範囲内の区域
田子の浦	田子の浦の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
清水	清水の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
三河	三河の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
衣浦	衣浦の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
四日市	四日市の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
伏木富山	伏木富山の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
敦賀	敦賀の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
舞鶴	舞鶴の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
和歌山下津	和歌山下津の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
阪南	阪南の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
尼崎西宮芦屋	尼崎西宮芦屋の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
東播磨	東播磨の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
姫路	姫路の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域

徳島小松島	徳島小松島の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
高松	高松の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
坂出	坂出の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
新居浜	新居浜の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
今治	今治の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
松山	松山の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
高知	高知の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
水島	水島の港湾の水域の沿岸から1,000メートルの範囲内の区域
笠岡	笠岡の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
福山	福山の港湾の水域の沿岸から400メートルの範囲内の区域
尾道糸崎	尾道糸崎の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
呉	呉の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
広島	広島をの港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
境	境の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
岩国	岩国の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
徳山下松	徳山下松の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
三田尻中関	三田尻中関の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
宇部	宇部の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
小野田	小野田の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
荏田	荏田の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
博多	博多の港湾の水域の沿岸から500メートルの範囲内の区域
三池	三池の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
唐津	唐津の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
伊万里	伊万里の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
三角	三角の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
八代	八代の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
水俣	水俣の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
大分	大分の港湾の水域の沿岸から400メートルの範囲内の区域
細島	細島の港湾の水域の沿岸から200メートルの範囲内の区域
油津	油津の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域
鹿児島	鹿児島をの港湾の水域の沿岸から1,300メートルの範囲内の区域
名瀬	名瀬の港湾の水域の沿岸から300メートルの範囲内の区域
那覇	那覇の港湾の水域の沿岸から400メートルの範囲内の区域
石垣	石垣の港湾の水域の沿岸から100メートルの範囲内の区域